平成２８年（フ）第１５１号
堺市堺区栄橋町２丁５番１号―501号
債務者　前岡　孝範
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
堺市南区高尾３丁3277番地21
債務者　吉田千惠子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
堺市東区日置荘西町４丁22番11―103号
債務者　林　　香澄
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
堺市美原区丹上300番地７　レボーシャン201号
債務者　上田　和哉
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１７９号
大阪府河内長野市木戸町683番地の１　ドムス千代田207号、前住所大阪市城東区関目５丁目19番９―311号
債務者　宮平　琢也
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
堺市東区引野町３丁156番地５
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９２号
堺市中区八田西町２丁15番39号　市森ハイツＡ棟105号、前住所堺市中区宮園町２番１―409号
債務者　齋藤　武夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
大阪府松原市西野々２丁目11番17号
債務者　関屋　幹夫
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
堺市北区中長尾町３丁５番２号　セイクレッド303号室
債務者　杉田　千絵（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
大阪府羽曳野市島泉６丁目15番２―108号
債務者　有賀　優子
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
山口県山陽小野田市住吉本町２丁目７番27号
債務者　成田　智美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第８号
岩手県一関市山目字大槻37番地、前住所岩手県奥州市水沢区真城字大檀23番地２
債務者　今野イネ子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第１９号
山形市印役町４丁目１番10―６号
債務者　板花　洋子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
山形市宮町２丁目９番17号　プレジール北山形Ａ　102号
債務者　田代　寿光
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
千葉県富里市新橋760番地13
債務者　鈴木　和人
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１３号
千葉県富里市新橋760番地13
債務者　鈴木　智美
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３６号
千葉県富里市根木名1039番地３
債務者　村岡　　榮
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第３７号
千葉県富里市根木名1039番地３
債務者　村岡　桂子
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部